

公的研究費の取扱いに係る基本指針

(目的)

第1条 この基本指針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成27年1月21日付け26農会第920号）に基づき、特定非営利活動法人東海地域生物系先端技術研究会（以下「東海生研」という。）における公的研究費の取扱いに関する適正な運営・管理、及び研究活動における不正行為に対応する適切な仕組みを整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この基本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公的研究費 国の各省庁又は各省庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金及び交付される委託研究費をいう。
- 二 配分機関 東海生研に公的研究費を配分する機関をいう。
- 三 構成員 東海生研に所属する技術職員、事務職員、及びその他関連する者をいう。
- 四 研究担当者 公的研究費を用いて研究又はこれに準ずる事業を実施する者をいう。
- 五 不正使用 故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 六 特定不正行為 公的研究費による研究に関し、構成員が発表した論文や研究成果中のデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。
- 七 不正行為 公的研究費による研究における資金の不正使用及び研究活動における特定不正行為をいう。
- 八 最高管理責任者 東海生研全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者をいう。
- 九 統括管理責任者 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について東海生研全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者をいう。
- 十 コンプライアンス推進責任者 統括管理責任者を兼ね、不正防止対策、コンプライアンス教育及び公的研究費の管理についてのモニタリングを行う者をいう。
- 十一 コンプライアンス教育 不正行為を事前に防止するために、構成員に対し、公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らどのような行為が不正行為に当たるのかなどを理解させるために実施する教育をいう。

(責任体制)

第3条 東海生研の公的研究費を適正に運営及び管理するために、最高管理責任者、統括

管理責任者、コンプライアンス推進責任者部所責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、事務局長をもって充てる。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、事務局長をもって充てる。
- 7 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(経費の管理)

第4条 公的研究費は、東海生研が管理・運営する。

- 2 公的研究費で購入した設備、備品、図書等は、原則として東海生研に属するものとする。
- 3 経理に関する事務は事務局が所掌し、関係法令並びに関係省庁等が定める公的研究費に関する各種の規定等を遵守し執行する。

(物品の発注と検収)

第5条 研究に必要な物品は、研究担当者からの発注依頼に基づき、事務局事務職員が発注し、検収の後、研究担当者に物品の引き渡しを行うものとする。

(臨時職員の雇用)

第6条 研究協力をする者を雇用する場合は、臨時雇用職員の雇用、給与等に関する取扱い規定（内部規定）に基づき行うものとする。

(規程類の遵守)

第7条 構成員は、公的研究費での研究業務の実施に当たり東海生研服務規程、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規定、職員等の旅費に関する規定、東海生研職員等の行動規範等を遵守するほか、関係法令並びに関係省庁及びその所管する独立行政法人が定める公的研究費に関する各種の規定等を遵守し、適正な執行に努めなければならない。

(不正防止の推進)

第8条 最高管理責任者は、不正行為の発生要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境、体制の充実に努めなければならない。

- 2 不正防止計画推進部署として事務局を充てる。
- 3 不正防止計画推進部署は最高管理責任者の指示の下、不正を発生させる要因に対応する不正防止計画を策定する。
- 4 統括管理責任者は、不正防止計画を実施し、その実施状況を確認するとともに、実施

状況を最高管理責任者に報告する。

- 5 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(内部監査)

第9条 公的研究費の適正な管理のため、すべての公的研究費について内部監査を実施する。

- 2 内部監査については、支出状況の定期的な確認など適正管理に向けた取組を実施する。
- 3 内部監査は、最高管理責任者が任命した職員が行うものとする。
- 4 内部監査を行う職員は、監査を実施した結果を最高管理責任者に報告する。

(事務処理手続き及び執行ルールの相談)

第10条 東海生研における公的研究費に係わる事務処理手続き及び執行ルール等の相談は最高管理責任者が受け付ける。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費に係わる事務処理手続き及び執行ルールに関する東海生研内外からの問い合わせに対応する。

(告発窓口の設置)

第11条 東海生研内外からの公的研究費の不正行為に関する告発は、最高管理責任者が受け付ける。

- 2 原則として、告発は顕名により行われ、不正行為を行ったとする構成員の氏名及び不正行為の態様等が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されているもののみを受理する。
- 3 告発を受理した場合は、速やかに最高管理責任者から告発者に通知する。

(不正行為に係る調査)

第12条 不正行為の疑いが生じた場合には、公正性及び客観性を確保することに努めつつ調査を迅速に行わなければならない。

(雑則)

第13条 この基本指針に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関して必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附則

この指針は、平成27年3月31日から施行する。